

## 5. 介護給付適正化推進特別事業について

### 《平成28年度予算案について》

	平成28年度予算案	(平成27年度予算)
介護給付適正化推進特別事業	74,054千円	(50,161千円)
うち既存事業分	68,714千円	(50,161千円)
うち新規事業分	5,340千円	( - )

介護給付適正化推進特別事業の平成28年度予算額は、対前年度23,893千円増額となる74,054千円を確保しており、増額の内訳としては、既存事業分18,553千円、新規事業分5,340千円となっている。

既存事業分の増額については、これまでの予算執行実績が低調で、確保した予算を有効に活用できていない状況が続いていたため、予算要求時に過去の実績に基づく申請率を乗じることにより、予算額を圧縮せざるを得ない状況であったが、近年の適正化事業への取組意識の高まりに伴って、本補助事業の理解が進んできたことにより、直近の実績では、申請額が予算額を超える状況であることを踏まえ、平成28年度については、満額要求が認められたもの。

また、新規事業分については、「都道府県介護給付適正化アドバイザー事業」を新たに実施するための予算を確保したもの。（「項番1. 第6期計画の実施と第7期計画の策定準備について」の（4）参照）

### 《介護給付適正化推進特別事業の申請に当たっての留意事項について》

本補助事業の申請に当たっては、必要性を十分に検討し、事業内容を精査された上で、申請されるようお願いする。

また、システム運用経費などの恒常的に経費が必要となるものについては、本補助事業によらず、安定財源を別途確保すべきである。

なお、平成24年度の介護保険計画課長通知（別添）において、適正化業務に要する費用については、審査支払手数料からの充当は差し支えないとしていることから、縦覧点検や医療情報との突合等に係る国保連への業務委託に要する経費や適正化システムの運用経費については、審査支払手数料を財源とする検討を関係者間で行った上で申請されるよう併せてお願いする。



別添

老介発 1119 第 1 号  
平成 24 年 11 月 19 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に要する経費について

介護保険の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 7 月に行われた会計検査院による実地検査において、介護保険審査支払手数料について様々な指摘がなされたところです。

本件については、平成 16 年 1 月 16 日付け厚生労働省老健局介護保険課事務連絡「平成 16 年度における国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に要する経費について」

（以下「事務連絡」という。）において取り扱いを周知しているところですが、会計検査院からの指摘等を踏まえ、今般、より明確に整理しましたので、管下市町村に対し周知方、お願い致します。

なお、審査支払手数料の国庫負担上限額（1 件当たり 95 円）について、現時点での変更はありません。

また、各国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対しましては、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）より周知しておりますことを申し添えます。

（照会先）TEL 03-5253-1111

介護保険計画課 監理第一係 鈴木（内線 2162）

## 介護保険審査支払手数料について

介護保険審査支払手数料については、事務連絡と合わせて、以下の内容を踏まえた会計処理を行うとともに、その財源が国費をはじめとする公費と保険料により賄われていることに鑑み、毎年度、保険者と国保連との協議を経て、公正かつ合理的な手数料を設定することとする。

### 1. 適正化業務への充当について

適正化のためのシステム運用及び改修等の適正化業務に要する費用については、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険事業の運営を確保する観点から、適正な審査支払業務に含まれるため、審査支払手数料からの充当は差し支えない。

### 2. 特別徴収経由事務費への充当について

特別徴収経由事務費については、当省の保険局高齢者医療課において、特別徴収に係る国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の三制度分の国庫補助を行っているため、審査支払手数料から別途、充当することはできない。

※参考：特別徴収経由事務

年金天引きに係る事務は、年金天引きの依頼者である市町村と年金保険者である日本年金機構との間を、国保中央会及び各都道府県に設置されている国保連合会をデータの仲介役として情報の授受を行うものであり、市町村と日本年金機構が直接情報のやりとりを行う煩雑さの簡略化を図る観点から、国保連合会・国保中央会を情報授受の経由事務を行う経由機関として位置づけられたところ。

この年金天引きに係る情報の授受に係る経費については原則年金天引き依頼者である市町村が負担することとなることから、市町村の負担軽減を図るために経費の一部について「後期高齢者医療制度関係業務事業（保険局高齢者医療課所管）」において補助しているところである。

### 3. 苦情処理業務に要する費用について

苦情処理業務は、介護保険制度が施行された平成12年度の創設当初から国庫補助事業としてきたが、都道府県の事務として同化・定着しているため、平成15年度からは一般財源化（都道府県への地方交付税措置）され、所要の財源が措置されている。

しかしながら、一部の都道府県において、苦情処理業務に要する費用の補助について、財源不足等を理由に削減しているため、その国保連合会では、苦情処理業務の費用の不足額を審査支払手数料から充当せざるを得ないところもある。

したがって、当該業務に要する費用に不足額が生じることのないよう、その財源に関しては、一般財源化される以前に補助金の交付対象であった都道府県を中心に、また、必要に応じ、苦情処理業務により間接的に利益が及ぶ保険者も含めて協議・調整し、所要額の確保に努める。